

平成 22 年度 第 1 回

富合町合併特例区協議会臨時会



と き 平成22年10月 6日 (水)
午前10時15分～
ところ 富合総合支所 3階大会議室

富合町合併特例区協議会事務局

富合町合併特例区規約

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域（以下「区域」という。）に合併特例区を設ける。

(名称)

第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。

(設置期間)

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

(合併特例区の処理する事務)

第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。
- (2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- (4) 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関すること。
- (5) 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること。

(事務所の位置)

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡富合町大字清藤405番地3に置く。

(区長の任期)

第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(区長の権限)

第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(合併特例区協議会の構成員の選任等)

第8条 合併特例区協議会の構成員(以下「構成員」という。)は、区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、10人以内とする。

- 2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表（第4条関係）

名称	所在地（合併前）
富合町健康づくり総合センター	富合町大字清藤405番地1
富合町雁回公園	富合町大字木原2748番地
富合町屋外運動場	富合町大字平原67番地1
富合町老人憩の家	富合町大字木原2319番地
緑川総合運動公園	富合町大字上杉字上川原358番1地先から 富合町大字小岩瀬字居屋敷926番地先まで

富合町合併特例区協議会の組織に関する規則

平成20年10月6日

規則第 12 号

(趣旨)

第1条 この規則は、富合町合併特例区規約に規定するもののほか、合併特例区協議会（以下「協議会」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものである。

(協議会の構成員の活動業務)

第2条 協議会の構成員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の会議に参加すること。
- (2) 富合区域内の各地区囑託員と定期的に意見交換を行うこと。
- (3) 区長などの行政機関と定期的に意見交換を行うこと。
- (4) 富合区域選出市議会議員と定期的に意見交換を行うこと。
- (5) 合併特例区が実施する各種イベントへの参加
- (6) 協議会の広報に関すること。
- (7) 協議会の部会に関する活動
- (8) 富合区域内で取り組む事業に関すること。
- (9) 住民自治組織の形成に関すること。

(部会)

第3条 協議会が必要と認める事項について、調査研究等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、協議会に諮り別に定める。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、協議会に諮り別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富合町合併特例区協議会部会設置規程

平成20年11月5日

訓令第 8 号

(趣旨)

第1条 この規程は、富合町合併特例区協議会の組織に関する規則第3条第2項の規定に基づき、合併特例区協議会（以下「協議会」という。）の部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 協議会が置く部会（以下「部会」という。）の名称及び所管事項は、次の表に掲げるとおりとする。

部会の名称	所管事項
コミュニティ部会	住民自治組織の形成に関する調査研究
広報部会	広報に関すること
地域振興部会	地域資源の活用に関する調査研究

(委員)

第3条 協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、少なくとも一の部会に所属するものとする。

(組織)

第4条 構成員をもって組織される部会に、部会長、副部会長及び部会員を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、各部会に所属する構成員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、部会長が必要に応じ開催する。

- 2 会議は、各部会に所属する構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長の決すところによる。

(報告)

第6条 部会長は、部会において審議した経過及び結果について、次の協議会の会議において、協議会の会長に報告するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、部会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は平成20年11月5日から施行する。